

## 11 横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第5号事件)

### (1) 事件の概要

平成21年7月2日、神奈川県横浜市の住民1人から、マンション管理会社及び建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の住居周辺において、被申請人らが行ったマンション受水槽撤去工事による騒音、振動及び粉じんのために、申請人は睡眠不足、頭痛、吐き気などの受忍限度を超える被害を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金25万円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成22年4月5日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

|                                  |                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公調委平成21年(セ)第5号                   |                                                                                                                                                                                                       |
| 横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件 |                                                                                                                                                                                                       |
| 裁 定                              |                                                                                                                                                                                                       |
| (当事者の表示省略)                       |                                                                                                                                                                                                       |
| 主 文                              |                                                                                                                                                                                                       |
| 本件申請をいずれも棄却する。                   |                                                                                                                                                                                                       |
| 事 実 及 び 理 由                      |                                                                                                                                                                                                       |
| 第1 当事者の求める裁定                     |                                                                                                                                                                                                       |
| 1 申請人                            | 被申請人らは、申請人に対し、連帯して、25万円を支払え。                                                                                                                                                                          |
| 2 被申請人ら                          | 主文と同旨                                                                                                                                                                                                 |
| 第2 事案の概要                         | 本件は、申請人が、被申請人Aが請け負い、同Bが下請負して施工した、申請人宅の隣地に所在するマンションにある給水設備及び排水設備の変更工事における作業に伴って発生した騒音、振動及び粉じんにより、受忍限度を超える頭痛、耳鳴り、吐き気、左腕のけいれんの症状等による精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、民法719条1項前段、709条に基づき、連帯して25万円の賠償を求める責任裁定の事案である。 |
| (以下省略)                           |                                                                                                                                                                                                       |

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」中の「終結した公害紛争事件」と

進み、該当する事件を参照)